

**浦安市こども・青少年プラザの設置及
び管理に関する条例施行規則の制定
(案)について**

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和8年5月15日(金)～6月15日(月)

浦安市健康こども部 青少年課

意見募集概要

1. 件名

浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の制定(案)について

2. 概要

市では、浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則を制定し、浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例の施行に関して必要な事項を定めます。このことについて、概要をお知らせするとともに行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募を行います。

これは、行政手続条例に基づく意見公募手続です。

3. 資料

・浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則(案)

4. 担当課

浦安市健康こども部青少年課

5. 募集期間

令和8年5月15日(金曜日)～6月15日(月曜日)

6. 資料の閲覧

市ホームページをはじめ、情報公開室(市役所10階)、青少年課(市役所2階)、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

7. 提出方法

6月15日(消印有効)までに、以下の方法により提出。

①直接提出 書面にまとめたものを青少年課へ

②郵便

ハガキまたは封書で、〒279-8501 浦安市役所青少年課へ

③FAX・Eメール

タイトルを「浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の制定(案)について」とし

FAX 047-351-3266、メール seisyounen@city.urayasu.lg.jp へ

※ 匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所(団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名)を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します。